

重層的支援体制整備事業の実施について

令和6年7月24日

港区保健福祉支援部保健福祉課

包括的な支援体制整備に関する経緯

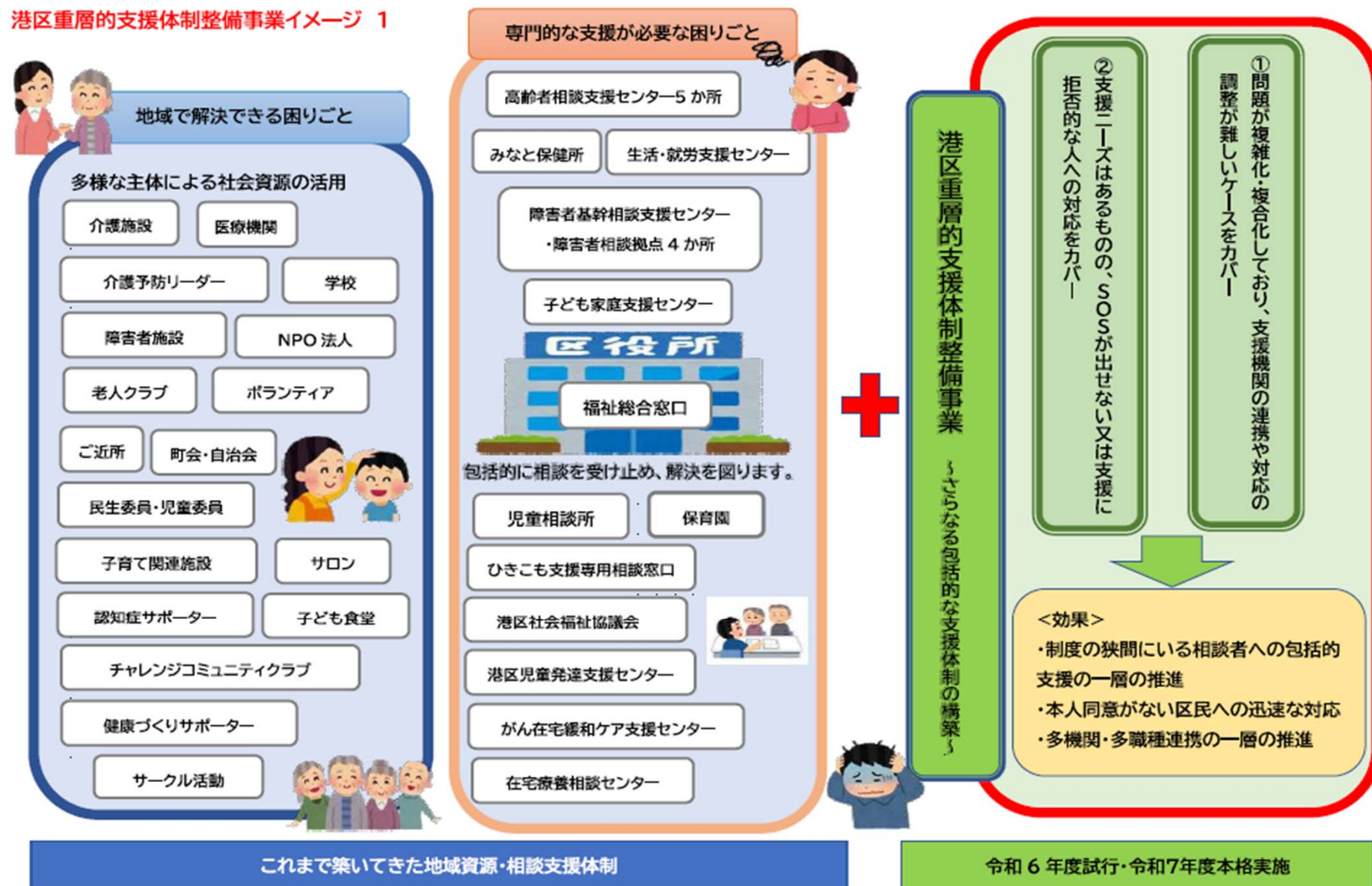
	国	港区
平成30年度	改正社会福祉法の施行 区市町村が包括的な支援体制づくりに努める 旨を規定	
令和元年度		包括的な支援体制について検討開始
令和3年度	改正社会福祉法の施行 「重層的支援体制整備事業」の創設	
令和4年度		「福祉総合窓口」の設置
令和6年度		★重層的支援体制整備事業 試行実施
令和7年度		★重層的支援体制整備事業 開始予定

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、属性を問わない包括的な支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業が創設されました。区は事業の一部を港区社会福祉協議会へ委託し、令和6年度試行実施、令和7年度の開始を目指します。

【参考】

・実施自治体数	(令和3年度) 42自治体	(令和4年度) 134自治体	(令和5年度) 189自治体	(令和6年度予定) 346自治体
・特別区実施自治体数	(令和3年度) 1区	(令和4年度) 3区	(令和5年度) 6区	(令和6年度予定) 11区

港区重層的支援体制整備事業イメージ 1



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営 高齢者相談センター
	ロ		【障害】障害者相談支援事業 基幹相談支援センター 地域の相談拠点
	ハ		【子ども】利用者支援事業 子ども家庭支援センター・健康推進課
	ニ		【困窮】自立相談支援事業 生活・就労支援センター
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

港区重層的支援体制整備事業イメージ 2

